

目 次

はじめに	1
第1章 公的年金の概要	3
1 公的年金とは	3
2 体系（国民年金と被用者年金との関係）	3
3 一元化の推進	4
第2章 財政状況	5
1 財政収支の現状及び推移	5
平成17年度の財政収支状況の概況/平成17年度の単年度収支状況/保険料収入/ 国庫・公経済負担/追加費用/運用収入/運用利回り/基礎年金交付金/給付費/基礎年金拠出金/ 収支残/積立金/基礎年金制度の実績(確定値ベース)	
2 被保険者の現状及び推移	34
被保険者数/年齢/男女構成/1人当たり標準報酬額(月額)/標準報酬総額	
3 受給権者の現状及び推移	45
受給権者数/年金種別別にみた状況/年金総額/年齢・退年相当の受給権者	
4 財政指標の現状及び推移	67
財政指標の定義及び意味/年金扶養比率/総合費用率/独自給付費用率、基礎年金費用率/ 収支比率/積立比率/財政指標でみた各制度の特徴	
第3章 平成16年財政再計算結果との比較	90
1 財政計画と比較する際の留意点	90
2 財政収支の実績と将来見通しの比較	93
保険料収入/標準報酬総額/被保険者数/1人当たり標準報酬額/国庫・公経済負担/ 運用収入/実質的な支出額/受給者数/基礎年金拠出金関連/積立金/乖離の要因	
3 財政指標の実績と将来見通しの比較	108
年金扶養比率/総合費用率、独自給付費用率/収支比率/積立比率	
4 積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析	121
平成17年度の実質的な運用利回り/平成17年度末の積立金/乖離の発生要因別分解方法/ 乖離分析の結果/「実質」でみた財政状況	

5 収支比率及び積立比率の実績と将来見通しとの乖離の分析132

平成 17 年度の収支比率/収支比率の乖離の発生要因別分解方法/収支比率の乖離分析結果/

平成 17 年度の積立比率/積立比率の乖離の発生要因別分解方法/積立比率の乖離分析結果/

収支比率と積立比率の乖離の度合い

補遺139

補遺 1 平成 17 年度の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの比較のための加工について

補遺 2 平成 17 年度末の積立金の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

補遺 3 平成 17 年度の収支比率の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

補遺 4 平成 17 年度の積立比率の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

補遺 5 年金給付費に対する賃金上昇率、物価上昇率の影響について（考察）

付属資料

・ 公的年金制度の沿革156

・ 長期時系列表159

・ 最近の経済等の状況182

・ 用語解説183

参考資料

平成 17 年度財政状況報告（制度所管省報告内容）

・ 厚生年金保険

・ 国家公務員共済組合

・ 地方公務員共済組合

・ 私立学校教職員共済制度

・ 国民年金（基礎年金）

はじめに

本報告書は、平成 17 年度における我が国の公的年金の財政状況をとりまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」などを行うため設置されている。

部会設置以来、これまで毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、その財政状況を専門的な観点から検討、分析するとともに、財政を見る上で必要となるデータや将来の財政再計算等で考慮すべき事項について指摘してきた。また、平成 16 年に行われた財政再計算については、その聴取資料を基に各制度の安定性、公平性に関して財政検証を行っている。これらの内容については、部会議事の公開、報告資料や議事録の厚生労働省ホームページへの掲載等を通じて、その内容を国民に広く提供してきた。

本報告では、各制度からの平成 17 年度の財政状況の報告をもとに、各制度の財政状況を横断的に一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組みやその意義、これまでの経緯などの説明とともに、現状分析及び財政再計算との比較を行った。なお、今年度から、比較対象を平成 16 年財政再計算としている。

平成 13 年度分から、毎年、報告書を作成・公表しているが、今年度は、新たに年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した単年度収支状況による分析を行ったほか、今回実績と平成 16 年財政再計算との乖離要因については、積立金、収支比率及び積立比率について分析を行っている。

現在、被用者年金制度の一元化法案が国会に提出されており、また、次回、平成 21 年における「財政の現況及び見通しの作成」・財政再計算に向けた検討も始められようとしている。これらの議論では、各制度間の現状の比較は欠くことのできないものである。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度に関する議論に資することができれば幸いである。

第1章 公的年金の概要

1 公的年金とは

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、その財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てるといふ世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の負担を緩和する仕組みとなっている。

公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設された。現在は、国民年金（基礎年金）と厚生年金保険（以下、厚生年金という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という）からなる。旧社会保障制度審議会に年金数理部会が設置された昭和55年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下旧三共済という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、旧農林年金という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分）現在に至っている。

本報告書では、主として、平成7年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

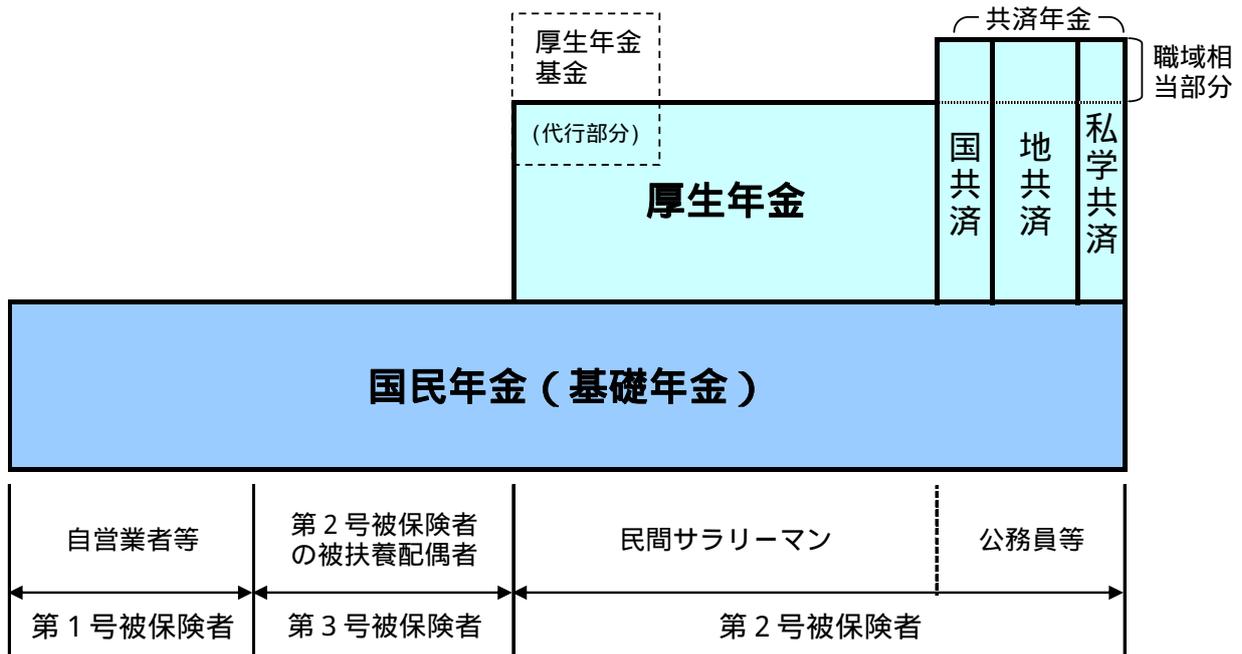
2 体系（国民年金と被用者年金との関係）

公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図表1-2-1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者・組合員・加入者（以下、被保険者という）は国民年金の第2号被保険者となり^注、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は同第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（図中「代行部分」）。

3 一元化の推進

我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その後、制度間での制度的、財政的な差異が制度自体の安定性と加入者間の公平性に問題を生じるようになり、その対応策として公的年金の一元化が推進されている。1でみた、制度の統合もその一環である。さらに、平成16年財政再計算では、平成13年3月16日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」に従い、国共済と地共済においては財政単位一元化が図られ、私学共済では掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた。

さらなる対応策を推進するため、平成18年4月28日付け閣議決定「被用者年金制度の一元化に関する基本方針について」に従い具体案が検討され、平成18年12月19日に政府・与党合意として、被用者年金の太宗を占める厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一することとされ、平成19年4月に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところである。